

# 障害者差別解消法に基づく合理的配慮 とあいサポート運動について①

- 「合理的配慮」は、法律に基づくもの。
- 障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、負担が過重でないときは、当該社会的障壁の除去を実施することを指す。

※現在、行政機関は義務・民間事業者は努力義務であるが、改正法の公布日（令和3年6月4日）から3年以内に、民間事業者も義務化予定。

- 「あいサポート運動」は、条例に基づく県民運動。
- 障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことを指す。

# 障害者差別解消法に基づく合理的配慮 とあいサポート運動について②

## 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(抜粋)

<第7条第2項>

**行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

<第8条第2項>

**事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。** ⇒改正法の公布日(令和3年6月4日)から起算して3年以内に義務化

## あいサポート運動について

### 「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(抜粋)

<第9条>

県は、県民が、障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動(以下「あいサポート運動」という。)を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。